

| | |
|--|----|
| ○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係） | 14 |
| ○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係） | 27 |
| ○ 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）（抄）（附則第七条関係） | 28 |
| ○ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）（抄）（附則第八条関係） | 29 |
| ○ 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）（抄）（附則第九条関係） | 31 |
| ○ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）（抄）（附則第十条関係） | 33 |
| ○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）（抄）（附則第十一条関係） | 35 |
| ○ 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係） | 36 |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 指定紛争処理機関（第二十三条の五―第二十三条の二― 十三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 自動車事故対策事業</p> <p>第一節 総則（第七十一条）</p> <p>第二節 自動車損害賠償保障事業（第七十二条―第七十七条）</p> <p>第三節 被害者保護増進等事業（第七十七条の二―第七十七条の四―）</p> <p>第四節 雑則（第七十八条―第八十二条の二）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済</p> | <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 指定紛争処理機関（第二十三条の五―第二十三条の二― 十一）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一条―第八十二条の二―）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済</p> |

金等の支払に係る紛争（以下「紛争」という。）の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

一 五（略）

2 五（略）

（業務）

第二十三条の六 指定紛争処理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行うこと。

二（略）

2（略）

（時効の完成猶予）

第二十三条の十四 紛争処理による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第二十三条の十七第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第四項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的と

金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

一 五（略）

2 五（略）

（業務）

第二十三条の六 指定紛争処理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 保険金等又は共済金等の支払に関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行うこと。

二（略）

2（略）

（新設）

なつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

- 3 指定が第二十三条の二十一第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日¹に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

- 第二十三条の十五 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十三条の十六 (略)

(業務の休廃止等)

第二十三条の十七 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により紛争処理業務の全部の廃止の許可を受けた者は、当該許可の日から二週間以内に、当該許可の日²に紛争処理が実施されてきた紛争の当事者に対し、当該許可を受けた旨及び第二項の規定

(新設)

第二十三条の十四 (略)

(業務の休廃止等)

第二十三条の十五 (略)

2・3 (略)

(新設)

により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。

第二十三条の十八、第二十三条の二十（略）

（指定の取消し等）

第二十三条の二十一 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一（略）

二 第二十三条の五第三項若しくは第五項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項、第二十三条の十、第二十三条の十三、第二十三条の十六又は第二十三条の十七第一項の規定に違反したとき。

三、六（略）

2（略）

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第二十三条の二十二・第二十三条の二十三（略）

第四章 自動車事故対策事業

第一節 総則

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車事故対策事業として、次条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業を行う。

第二十三条の十六、第二十三条の十八（略）

（指定の取消し等）

第二十三条の十九 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一（略）

二 第二十三条の五第三項若しくは第五項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項、第二十三条の十、第二十三条の十三、第二十三条の十四又は第二十三条の十五第一項の規定に違反したとき。

三、六（略）

2（略）

（新設）

第二十三条の二十・第二十三条の二十一（略）

第四章 政府の自動車損害賠償保障事業

（新設）

（自動車損害賠償保障事業）

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

第二節 自動車損害賠償保障事業

(業務)

第七十二条 政府は、自動車損害賠償保障事業として、次の業務を行う。

一 自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときに、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

二 責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

三 第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。

2 前項各号の請求の手續は、国土交通省令で定める。

（他の法令による給付との調整等）

第七十三条 被害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基づいて前条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしない。

2 前条第一項第二号の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、同号の規定による損害の填補をしない。

(新設)

(業務)

第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手續は、国土交通省令で定める。

（他の法令による給付との調整等）

第七十三条 被害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基づいて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

（第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補についての履行期）

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び填補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害の填補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（差押えの禁止）

第七十四条 第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による請求権は、差し押さえることができない。

（時効）

第七十五条 第十六条第四項若しくは第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による請求権は、これらを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2・3 （略）

い。

（第七十二条第一項の規定による損害のてん補についての履行期）

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（差押の禁止）

第七十四条 第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

（時効）

第七十五条 第十六条第四項若しくは第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2・3 （略）

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による業務の一部を保険会社又は組合に委託することができる。

2・3 (略)

第三節 被害者保護増進等事業

(業務)

第七十七条の二 政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行う。

一 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

二 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生の防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務

2 政府は、被害者保護増進等事業に係る業務のうち、独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条に掲げるものについては、独立行政法人自動車事故対策機構に行わせるものとする。

(被害者保護増進等計画)

第七十七条の三 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画(以下「被害者保護増進等計画」という。)を作成するものとする。

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社又は組合に委託することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2| 被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一| 被害者の生活の実態、自動車事故の発生状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項

二| 被害者保護増進等事業の目標に関する事項

三| 前号の目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項

3| 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4| 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5| 前二項の規定は、被害者保護増進等計画の変更について準用する。

(助成)

第七十七条の四 政府は、被害者保護増進等計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の被害者保護増進等計画に規定する事業を実施する者に対する補助を行うものとする。

第四節 雑則

(自動車事故対策事業賦課金)

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、第七十一条に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならない。

(新設)

(新設)

(自動車損害賠償保障事業賦課金)

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項第二号の規定による損害の填補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)

第八十条 第七十八条の自動車事故対策事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、期限を定めて督促をする。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限内までに自動車事故対策事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一条 第七十八条の自動車事故対策事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ。

(自動車事故対策事業に関する費用の繰入れ)

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車事故対策事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

2 (略)

(業務の管掌)

第八十三条 政府の自動車事故対策事業の業務は、国土交通大臣が管掌する。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)

第八十条 第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、期限を定めて督促をする。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限内までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一条 第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入れ)

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

2 (略)

(業務の管掌)

第八十三条 政府の自動車損害賠償保障事業の業務は、国土交通大臣が管掌する。

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反したとき。

二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

(削る)

2| 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十七条の二 第十六条の八第四項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第九条の三第一項若しくは第二項(第九条の五第三項及び第十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二十三条の二第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第二十三条の十七第四項又は第二十三条の二十一第三項の規定に

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

三 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者

(新設)

第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十七条の二 第十六条の八第四項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第九条の三第一項若しくは第二項(第九条の五第三項及び第十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二十三条の二第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(新設)

よる通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

四 第二十八条の四第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第八十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十七第一項の規定による許可を受けないで紛争処理業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の十八の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十三条の十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の三第三項（第九条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第八十四条の二第四項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反したとき。

三 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げたとき。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十六条の三第一項又は第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

三 第二十八条の四第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第八十八条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十五第一項の規定による許可を受けないで紛争処理業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の十六の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十三条の十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の三第三項（第九条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第八十四条の二第四項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反した者

三 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十六条の三第一号若しくは第二号又は第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (一般会計からの繰入れの特例)

3 (略)

前項の場合においては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第一項第一号へ及び第二百五条第一項の規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (一般会計からの繰入れの特例)

3 (略)

前項の場合においては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第一項第一号ロ及び第二百五条第一項の規定は、適用しない。

(自動車事故対策計画)

4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第四条第四項の規定により特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百三十四号）附則第十五項の規定による読替え後の同法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産で特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したもので同法附則第二百二十八条第八項の規定により自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

(削る)

5 政府は、自動車事故対策計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の自動車事

(削る)

6 | 故対策計画に規定する事業を実施する者に対する補助を安定的に行うものとする。

(削る)

6 | 国土交通大臣は、自動車事故対策計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣及び国家公安委員会に協議しなければならぬ。

(削る)

(保険料等充当交付金)

7 | 政府は、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険又は責任共済の契約について、保険契約者又は共済契約者が保険会社又は組合に支払うべき当該責任保険の契約の保険料又は当該責任共済の契約の共済掛金の一部に充てさせるため、その充てさせるべき額に相当する額の交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保険会社又は組合に交付するものとする。

(削る)

8 | 保険料等充当交付金は、遅くとも責任保険又は責任共済の効力が生じた日の属する年度の翌年度までに交付しなければならない。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第二百十条 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「自動車事故対策事業」とは、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第七十一条に規定する自動車事故対策事業をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(勘定区分)</p> <p>第二百十二条 自動車安全特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分する。</p> <p>(自動車事故対策勘定の基金)</p> <p>第二百十二条の二 自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額（同法第二条の規定による改正前の附則第五十五条第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。）に相当する金額をもって基金とする。</p> <p>2 前項の基金の金額は、第二百十八条第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二百十三条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとお</p> | <p>(目的)</p> <p>第二百十条 自動車安全特別会計は、自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「自動車損害賠償保障事業」とは、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）の規定による自動車損害賠償保障事業をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(勘定区分)</p> <p>第二百十二条 自動車安全特別会計は、保障勘定及び自動車検査登録勘定に区分する。</p> <p>(新設)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二百十三条 保障勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> |

りとする。

一 歳入

イ 自賠法第七十八条の規定による自動車事故対策事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車事故対策事業賦課金に相当するもの

ロ 積立金からの受入金

ハ 積立金から生ずる収入

ニ 自賠法第七十七条の四の規定による貸付金の償還金

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十五条第二項の規定による納付金

ヘ・リ (略)

二 歳出

イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

ロ 自賠法第七十二条第一項各号の規定による支払金

ハ・ホ (略)

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ニ (略)

ホ 自動車事故対策勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

ロ・ト (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借

一 歳入

イ 自賠法第七十八条の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金に相当するもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ・ホ (略)

二 歳出

(新設)

イ 自賠法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金

ロ・ニ (略)

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ニ (略)

ホ 保障勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

ロ・ト (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び

対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二十五条 自動車事故対策勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。

2 (略)

(自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二十六条 自動車事故対策事業に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業(自賠法第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下この節において同じ。)に係る損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

(積立金)

第二十八条の二 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護

予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二十五条 保障勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。

2 (略)

(保障勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二十六条 自動車損害賠償保障事業に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、保障勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 保障勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

増進等計画（自賠法第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。以下この節において同じ。）を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（自動車事故対策勘定に属する現金の繰替使用）

第二百二十一条 自動車検査登録勘定においては、自動車事故対策勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。

附則

（自動車安全特別会計における自動車損害賠償責任再保険事業等の経理）

第五十五条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する経理は、当分の間、第二百十条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（保障勘定に属する現金の繰替使用）

第二百二十一条 自動車検査登録勘定においては、保障勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。

附則

（自動車安全特別会計における自動車損害賠償責任再保険事業等及び自動車事故対策計画に基づく交付等の経理）

第五十五条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。）並びに自賠法（第二百十条第二項に規定する自賠法をいう。以下同じ。）附則第四項の自動車事故対策計画（以下「自動車事故対策計画」という。）に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並

(削る)

(自動車安全特別会計において前条の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第五十六条 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百十二条の二、第二百十三条、第二百十五条、第二百六条、第二百八条及び第二百八条の二の規定の適用については、第二百十二条の二第一項中「に係るもの」とあるのは「並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下この節において「なお効力を有する旧自賠法」という。）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下この節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。）に係るもの」と、第二百十三条第一項第一号中「リ 附属雑収入」とあるのは「リ なお効力を有する旧自賠法第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定

による納付金
「と、同項第二号中
「二 一時借入金の利子
「とあるの
ホ 附属諸費
「とあるの
ハ 二 なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保
ホ 二 なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有
ハ 二 一時借入金の利子

びに補助（以下「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。）に関する経理は、当分の間、第二百十条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定に区分する。

(保障勘定の基金)

第五十六条 前条第一項の規定により自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、同会計の保障勘定においては、附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計（以下この項及び次条第一項において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保険料等充当交付金勘定の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 前項の基金の金額は、附則第五十九条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

ト 附属諸費

險の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金
する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定

による返還金

と、同条第二項第二号イ中「及び自動車検査登録等事

務」とあるのは、「自動車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再
保険事業等」と、第二十五条第一項中「の業務の執行に要する経費
」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基
づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と
、第二十六条中「自動車事故対策事業」とあるのは「自動車事故対
策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二十八条第二
項及び第三項中「に係る」とあるのは「及び自動車損害賠償責任再保
険事業等に係る」と、第二十八条の二第一項中「必要な金額」とあ
るのは「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金（自動車損
害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。）、なお効力を有する旧
自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項
の規定による保険の保険金（以下この節において「自動車損害賠償責
任再保険金等」という。）、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第
二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場
合を含む。）の規定による返還金並びに一時借入金の利子に充てるた
めに将来必要な金額」と、同条第二項中「被害者保護増進等計画を
実施するために」とあるのは「被害者保護増進等計画を実施するため並
びに自動車検査登録勘定への繰入金（自動車損害賠償責任再保険事業
等に係るものに限る。）、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力
を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五
十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金及び

一時借入金の利子の財源に充てるために」とする。

第五十七条から第六十四条まで 削除

(自動車事故対策勘定の基金)

第五十七条 自動車事故対策勘定においては、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 前項の基金の金額は、附則第六十条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(自動車事故対策勘定の歳入及び歳出)

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 積立金からの受入金

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による貸付金の償還金

ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十五条第二項の規定による納付金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交

付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

ロ 自動車検査登録勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ニ 附属諸費

(保障勘定における利益及び損失の処理の特例)

第五十九条 第二百十八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎

会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

- 2| 第二百十八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

(自動車事故対策勘定における利益及び損失の処理)

第六十条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

- 2| 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

(保障勘定の積立金)

第六十一条 附則第五十五条第一項の規定により自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、保障勘定においては、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金(以下「自動車損害賠償責任再保険金等」という。)、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金並びに一時借入金の利子に充てるために将来に必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

- 2| 前項の積立金は、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、保障勘定の歳入に繰り入れること

ができる。

(自動車事故対策勘定の積立金)

第六十二条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

(自動車安全特別会計において附則第五十五条第一項の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第六十三条 附則第五十五条第一項の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百三条から第二百六条まで及び第二百十九条の規定の適用については、第二百十三条第一項第一号中「ホ

「ホ 積立金からの受入金

積立金から生ずる収入

ト 自動車損害賠償保障法及び自動車損

チ 附属雑収入

害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律

第八十三号) 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するこ

ととされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（

以下この節において「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十

六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場

合を含む。）の規定による納付金
と、同項第二号中
「ハ」一時借入
ニ 附属諸費

金の利子
「とあるのは」
「ハ」なお効力を有する旧自賠法第四十条第一
ニ なお効力を有する旧自賠法第四十五条第

「ホ」一時借入金の利子
「ハ」附属諸費

項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の

二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場
保険金
合を含む。）の規定による返還金

と、同条第二項第一号ホ中「保障

勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、同項第二
号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは「自動車検査登録
等事務、なお効力を有する旧自賠法の規定に基づく再保険関係及び保
険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任

共済保険事業（以下この節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。）並びに自賠法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助（以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。）と、第二百四十四条中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、第二百五十五条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百六十六条の見出し中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、同条中「自動車損害賠償保障事業」とあるのは「自動車損害賠償保障事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、「金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、保障勘定から」とあるのは「金額は保障勘定から、自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は自動車事故対策勘定から、それぞれ毎会計年度、予算で定めるところにより、」と、第二百九十九条中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」とする。

（自動車安全特別会計における保険料等充当交付金の交付の経理）

第六十四条 自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）の交付に関する経理は、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

第六十五条 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における附則第五十六条第一項、第五十九条、第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、附則第五十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第六十四条」と、「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及

（削る）

第六十五条 (略)

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

第二百五十九条の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十六年
度から借入金償還完了年度(空港整備事業に要する費用に充てられた借
入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないもの
の償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五
十九条の六において同じ。)の末日までの間、第二百十條第一項及び
附則第五十五条の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行
うものとする。

2・3 (略)

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別
会計において行う場合においては、同会計は、自動車事故対策勘定、
自動車検査登録勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 (略)

第六十五条の二 (略)

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

第二百五十九条の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十六年
度から借入金償還完了年度(空港整備事業に要する費用に充てられた借
入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないもの
の償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五
十九条の六において同じ。)の末日までの間、第二百十條第一項及び
附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計にお
いて行うものとする。

2・3 (略)

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別
会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査
登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 (略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|---|---|---|--|
| <p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>（略）</p> <p>百十四 国土交通省</p> | <p>（略）</p> | <p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>（略）</p> <p>百十四 国土交通省</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> <p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> <p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>別表第一（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イホ（略）</p> <p>へ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一号及び第二号（業務）の規定による損害を填補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養</p> <p>ト（略）</p> <p>七十三（略）</p> | <p>別表第一（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イホ（略）</p> <p>へ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一号（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けなければならない被害者に対する当該支払に係る療養</p> <p>ト（略）</p> <p>七十三（略）</p> |

○ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）（抄）（附則第八條關係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ） 第七条（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかつたとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第<u>号</u>）第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p> <p>附則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（削る）</p> | <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ） 第七条（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかつたとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p> <p>附則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>1 2 1 特別会計に関する法律附則第五十五条第一項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事</p> |

故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、第七条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」と、「一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「の保障勘定への繰入金は、当該勘定」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）（抄）（附則第九
条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ） 第十條（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保 険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めると ころにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れが なかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計 の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び 特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動 車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安 全特別会計の自動車事故対策勘定において生じていたと見込まれる運 用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計か ら自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り入れるものとする 。</p> <p>3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定 又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保 障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別 会計の自動車事故対策勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p> <p>附則</p> <p>この法律は、平成七年四月一日から施行する。 （削る）</p> | <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ） 第十條（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保 険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めると ころにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れが なかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又 は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運 用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計か ら自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定 又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保 障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別 会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p> <p>附則</p> <p>この法律は、平成七年四月一日から施行する。 1 特別会計に関する法律附則第五十五条第一項の規定により、自動車 2 損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事</p> |

故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、 「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の」 とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」と、 「一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「の保障勘定への繰入金は、当該勘定」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車安全特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。「と」、「同条」とあるのは「第七十八条」と、同項第二号中「準用する場合を含む。」）とあるのは「準用する場合を含む。」）並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、自動車損害賠償保障法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号へ」とあるのは「附則第五十六条中「第二百十五条第一項中」の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と</p> | <p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車安全特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。「と」、「同条」とあるのは「第七十八条」と、同項第二号中「準用する場合を含む。」）とあるのは「準用する場合を含む。」）並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号」とあるのは「附則第六十三条中「第二百十五条第一項中」の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六</p> |

、第二百十六条中とあるのは「第二百十六条中」とし、同法第二百十三條第一項第一号へとする。

条の見出し中とあるのは「第二百十六条の見出し中」とし、同法第二百十三條第一項第一号ロとする。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害の填補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。</p> <p>イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者</p> <p>ロ 自賠法第四章第二節の規定による損害の填補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者</p> <p>七～九 （略）</p> | <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。</p> <p>イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者</p> <p>ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者</p> <p>七～九 （略）</p> |

○ 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六条第一項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による損害賠償額の支払、同法第十六条第四項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による補償、同法第十七条第一項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による仮渡金の支払、同法第十七条第四項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による補償又は同法第七十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による損害の填補については、なお従前の例による。</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六条第一項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による損害賠償額の支払、同法第十六条第四項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による補償、同法第十七条第一項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による仮渡金の支払、同法第十七条第四項（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による補償又は同法第七十二条第一項の規定による損害のてん補については、なお従前の例による。</p> <p>2・3（略）</p> |